答 申

第1 審査会の結論

「異議申立人の平成 年 月 日の年休が, 月 日以前には監督校長が即日承認した証拠となる文書」及び「 センターと県教委はその承認の事実に反して, 未承認として を行い を行った センターと県教委の認識の基礎となった センター欠席簿」という個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し,宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例(平成 19 年宮城県条例第 17 号による改正前のもの。以下「条例」という。)第 16 条第 1 項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し,宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)が,平成 18 年 5 月 1 日付け教第 63 号で行った不存在決定(以下「本件処分」という。)について,その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は,異議申立書の記載によると,おおむね以下のとおりである。

処分は不当である。ないことは有り得ない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容を総合すると,おおむね次のとおりである。

本件開示請求のうち前段の請求については,平成 年 月 日以前に異議申立人の年次有給休暇が承認されていた証拠となるような文書は見当たらず,所属校長等から実施機関に年次有給休暇の承認状況を提出すべきとの規定もないため,請求内容を満たす個人情報は存在しないと判断したものである。

本件開示請求のうち後段の請求については,欠席届は現在研修センターに保管されているが,同年 月 日の センター は,同月 日付け 校長文書(

)で報告されており、請求内容にある平成 年 月 日に年次有給休暇が即日 承認された事実に反して行われたものとはいえず、また 処分については年次有 給休暇承認の有無をその理由とはしてはいない。したがって、当該欠席届は請求内 容を満たす個人情報とはいえないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は,「実施機関が保有する個人情報の開示,訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより,個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り,もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり,個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈,運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は、「異議申立人の平成 年 月 日の年休が、 月 日以前には監督校長が即日承認した証拠となる文書」及び「 センターと県教委はその承認の事実に反して、未承認として を行い を行った センターと県教委の認識の基礎となった センター欠席簿」に記載されていると主張する異議申立人に係る個人情報(以下「本件対象個人情報」という。)である。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関から当審査会へ提出された不存在決定理由説明書によれば,本件開示請求のうち前段の請求については,前述の実施機関の説明要旨に記載のとおり請求内容を満たす個人情報は存在しないと判断したとのことであるが,加えて現在

センターに保管されている欠席届を確認したところ、平成 年 月 日の受理欄には担当班長及び係員の押印がなされているが、受理月日に 月 日と記録されていることから、この欠席届は平成 年 月 日以前に年次有給休暇が承認された証拠となる文書ではないと判断したとのことであった。

このことを踏まえ,当審査会において,学校職員の勤務時間,休暇等に関する条例(平成7年宮城県条例第8号)を確認したところ,同条例第12条第3項において「任命権者等は,年次有給休暇を学校職員の請求する時季に与えなければならない。・・」と規定されており,同条例第4条第1項ただし書の規定により,県費負担教職員の任命権者は,当該職員が所属する市町村教育委員会となってい

ることから実施機関が年次有給休暇を付与するものではない。加えて,異議申立人は,平成 年当時 研修中であったことから,当時の同研修に関する要綱を確認したが,研修の派遣元である市町村教育委員会が,年次有給休暇を付与した場合に,その旨を センター等に文書で報告すべき旨の規定等も確認できなかったものである。

さらに、実施機関から、平成 年当時の異議申立人に係る派遣元の 教育委員会から県教委への報告文書等が編てつされたファイルの提出を受け、当審査会においてファイルを確認したものの、異議申立人の平成 年 月 日の年次有給休暇が、監督校長から即日承認されたとの事実を認めるに足りるような証拠となる文書で平成 年 月 日以前に作成された文書は、確認できなかったものである。

したがって,前段の請求に対する個人情報を保有していないとする実施機関の 説明には,特段不自然・不合理な点はなく,首肯し得るものと認められる。

また、本件開示請求のうち後段の請求については、関係資料によれば、異議申 立人の 処分事由は, こと, こと及び ことであり、実施機 関は,年次有給休暇承認の有無を処分の理由とはしていないと主張している。実 施機関から,異議申立人に係る当該欠席届や 処分関係文書等が編てつされた ファイルの提出を受け、当審査会において確認したところ、現在 いて保管されている欠席届の平成 年 月 日の受理欄には,担当班長及び係員の押 印がなされている。しかし、一方、その欄に対応する受理年月日欄には 月 日と記 載されている。これによれば、この欠席届により、 センターと宮城県教育委員会 が異議申立人に係る年次有給休暇が承認されていることを認識しながら、これに反 し,異議申立人に対し や を行ったと認めることは困難であるし,他に ンターと宮城県教育委員会が上記のような認識を有しながら や を行ったとの 事実を認めるに足りるような欠席簿の存在をうかがわせるようなものは見あたらな い。これに加え,実施機関が前記のとおり,年次有給休暇承認の有無を処分の理由に はしていないとの主張を合わせて考えれば、後段の請求に対する個人情報を保有し ていないとする実施機関の説明には、特段不自然・不合理な点はなく、首肯し得 るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は,別表のとおりである。

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	○ 諮問を受けた。(諮問乙第26号)
19 . 5 . 21	○ 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 5 . 23	○ 事案の審議を行った。
(第108回審査会)	
19 . 6 . 28	○ 事案の審議を行った。
(第109回審査会)	
19 . 8 . 29	○ 事案の審議を行った。
(第111回審査会)	
19 . 9 . 20	○ 事案の審議を行った。
(第112回審査会)	
19 . 10 . 15	○ 事案の審議を行った。
(第113回審査会)	
19 . 11 . 12	〇 事案の審議を行った。
(第114回審査会)	
19 . 12 . 10	〇 事案の審議を行った。
(第115回審査会)	

答 申

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記載された個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し,宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例(平成 19 年宮城県条例第 17 号による改正前のもの。以下「条例」という。)第 16 条第 1 項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し,宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)が,平成 18 年 5 月 1 日付け教第 50 号で行った不存在決定(以下「本件処分」という。)について,その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は,異議申立書の記載によると,おおむね以下のとおりである。

処分は不当である。請求者が と言ったと記録されていたので,証拠はあるはずである。 処分の理由とされた事柄であるので,ないということ自体がえん罪処分であったこととなる。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると,おおむね次のと おりである。

異議申立人は,先に自身が部分開示を受けた平成 年 月 日付け 第 号 「長期特別研修状況報告(第1期)について」(以下「 センター報告文書」 という。)を元に本件開示請求を行っており,この記載内容が事実であると判断 した証拠を求めているものである。

異議申立人は,請求で「 センターにも年休を申し出て許可を受け」と記載しているが,県費負担教職員の年次有給休暇は所属長が付与するものであり,異議申立人が主張するように研修機関である センターが許可することはない。

従って請求は事実と異なる内容となっており、異議申立人の請求理由を前提とした文書は存在しないため、請求内容を満たすような個人情報は存在しないことから、本件処分を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は,「実施機関が保有する個人情報の開示,訂正及び利用停止を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより,個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益侵害の防止を図り,もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり,個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈,運用されなければならない。

審査会は,この原則開示の理念に立って,条例を解釈し,以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は,別紙に掲げる文書に記載されていると 主張する異議申立人に係る個人情報(以下「本件対象個人情報」という。)であ る。

3 本件対象個人情報の不存在について

まず、当審査会において センター報告文書の作成根拠となる平成 年当時の「宮城県公立学校長期特別研修に関する要綱」(以下「要綱」という。)を確認したところ、研修状況等の報告に関し、第 16 において、「担当センターの所長は、長期特別研修教員及び当該教員の長期特別研修の状況等を様式4により派遣元の長あて報告するものとする。なお、重要又は緊急の事項はその都度報告しなければならない。」と規定されており、 センター報告文書は、様式4に基づいて作成されていた。さらに、当該要綱を確認したものの、報告書を作成する際にその記載の根拠となる証拠物証言書を備えるべき旨の規定はなかった。

加えて,実施機関から当該 センター報告文書の起案等が編てつされているファイルの提示を受け,当審査会においてファイルを確認したものの,異議申立人が「 といった」とする証拠物証言書は確認できなかった。

以上によると、実施機関の前記説明の当否を検討するまでもなく、結局、本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の主張は首肯しうるものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は,別表のとおりである。

別紙

「 号公文書において,請求者が平成 年 月 日に, にて研修受講した際に, 請求者が「 」といっていると記録されていた。

請求者が といったことはなく で年休を 教頭(現在の 校長)に申し出て, センターにも年休を申し出て許可を受け所属校長から即日に承認を受けているにもかかわらず,上記のとおり公文書に「本人は といっている」と記録していた。 校長現在 (当時 校長), 教頭(現在の 校長)にかかわる公文書の鑑定に基づく真偽についても,裁判にて聞く必要があるので,その「本人は といった」証拠物証言書を求める。請求者本人が確かに 日に教頭や校長, センターに言ったとするテープ等証拠物があれば提出を求める。」

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	〇 諮問を受けた。(諮問乙第31号)
19.7.12 (第110回審査会)	〇 事案の審議を行った。
19 . 8 . 24	〇 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 10 . 15 (第113回審査会)	〇 事案の審議を行った。
19 . 12 . 10 (第115回審査会)	〇 事案の審議を行った。
20.1.18 (第116回審査会)	〇 事案の審議を行った。

答 申

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記載された個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し,宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例(平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し,宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)が,平成18年5月2日付け教第55号で行った不存在決定(以下「本件処分」という。)について,その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は,異議申立書の記載によると,以下のとおりである。

ないことは有り得ない。異議申立人の研修態度が悪い事実として記録されているので,調査や証言記録があるはずである。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると,おおむね次のとおりである。

異議申立人は,先に自身が部分開示を受けた平成 年 月 日付け 第 号 「長期特別研修状況報告(第1期)について」(以下「 センター報告文書」という。)を元に本件開示請求を行っており,この記載内容が事実であると判断した証拠を求めているものである。

請求の内容については, センター報告文書にやり取りが記載されているが, このほかに具体的な主張内容等を記録した文書はなく,該当する個人情報は見当たらなかったため,請求内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は,「実施機関が保有する個人情報の開示,訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより,個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り,もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり,個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈,運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は,別紙に掲げる文書に記載されていると 主張する異議申立人に係る個人情報(以下「本件対象個人情報」という。)であ る。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関は, センター報告文書にやり取りが記載されているが,このほかに具体的な主張内容等を記録した文書はなく,請求内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものであると主張する。

このことを踏まえ、当審査会において、 センター報告文書の作成根拠となる平成 年当時の「宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱」(以下「要綱」という。)を確認したところ、研修状況等の報告に関し要綱第16において、「担当センターの所長は、長期特別研修教員及び当該教員の長期特別研修の状況等を様式4により派遣元の長あて報告するものとする。なお、重要又は緊急の事項は、その都度報告しなければならない。」と規定されているが、報告文書を作成する際、その記載の根拠となるべき証拠証言文書を備えるべき旨の規定等は、確認できなかったものである。

併せて,実施機関から,平成 年当時の異議申立人に係る センターから派遣元の 教育委員会への研修報告を行った報告書等が編てつされたファイルの提出を受け,当審査会においてファイルを確認したところ, センター報告文書は,様式4に基づいて作成されていると認められたが, センター報告文書に記載された異議申立人の行為の証拠証言となる文書は確認できなかったものである。

したがって,本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には, 特段不自然・不合理な点はなく,首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は,別表のとおりである。

別紙

「 号文書の請求者の行為とされる記録総合所見欄の「研修命令の通知の際の」が具体的にどのような主張でありどのような事実かが分かる文書とそれが確かに請求者の行った事実であると認定できた証拠証言すべて」

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	〇 諮問を受けた。(諮問乙第33号)
19.7.12 (第110回審査会)	〇 事案の審議を行った。
19 . 8 . 24	〇 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 11 . 12 (第114回審査会)	〇 事案の審議を行った。
19 . 12 . 10 (第115回審査会)	〇 事案の審議を行った。

答申乙第32号(諮問乙第34号事案)

答 申

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記載された個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し,宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例(平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し,宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)が,平成18年5月2日付け教第54号で行った不存在決定(以下「本件処分」という。)について,その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は,異議申立書の記載によると,以下のとおりである。

県教委に、研修要綱があり、それに記録されていることは請求時に伝えている。 記録されているので開示されたい。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると,おおむね次のとおりである。

本件開示請求に関係する文書を探索したところ,本件開示請求に関係するものとして宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱は存在する。しかしこれは研修に関する一般的な規程であり,そもそも異議申立人に関する個人情報ではない。このほかに該当する個人情報は見当たらなかったため,請求内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものである。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は,「実施機関が保有する個人情報の開示,訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより,個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り,もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり,個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈,運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は,別紙に掲げる文書に記載されていると 主張する異議申立人に係る個人情報(以下「本件対象個人情報」という。)であ る。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関は,本件開示請求に関係するものとして宮城県公立学校教員長期特別研修に関する要綱は存在するが,これは研修に関する一般的な規程であり,そも そも異議申立人に関する個人情報ではない旨主張している。

このことを踏まえ、当審査会において、平成 年当時の「宮城県公立学校教員 長期特別研修に関する要綱」を確認したところ、実施機関の主張するとおり、当 該要綱は研修における一般的な規定を定めたものであり、異議申立人の個人情報 は確認できなかった。また、長期特別研修教員ごとに、実際に研修を行う各研修 機関に対して研修環境等の配慮を義務づけた要綱等を作成すべきと言った規定も 確認できなかったものであり、併せて、実施機関から長期特別研修関係の文書が 編てつされたファイルの提出を受け、その内容を確認したが、請求内容を満たす 文書は確認できなかった。

したがって,本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には, 特段不自然・不合理な点はなく,首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は,別表のとおりである。

別紙

「 研修における請求者の研修に際して,県教委と センター, に対して研修環境や研修対応をいかに配慮することが大切かという研修環境整備研修内容配慮研修対応配慮を義務付けた宮城県教育委員会研修要綱の記述文書,そのために努力した事実が分かる文書」

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	〇 諮問を受けた。(諮問乙第34号)
19.7.12 (第110回審査会)	〇 事案の審議を行った。
19 . 8 . 24	〇 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 11 . 12 (第114回審査会)	〇 事案の審議を行った。
19 . 12 . 10 (第115回審査会)	〇 事案の審議を行った。
20.1.18 (第116回審査会)	〇 事案の審議を行った。

答 申

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記載された個人情報の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し,宮城県教育委員会が行った本件開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

個人情報保護条例(平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。)第16条第1項の規定により異議申立人が行った本件開示請求に対し,宮城県教育委員会(以下「実施機関」という。)が,平成18年4月28日付け教第37号で行った不存在決定(以下「本件処分」という。)について,その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は,異議申立書の記載によると,以下のとおりである。

処分は不当である。 の理由であるので、証拠証言が第三者から採取しなければならない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等で説明している内容を総合すると,おおむね次のとおりである。

異議申立人は,先に自身が部分開示を受けた平成 年 月 日付け 第 号 「長期特別研修状況報告(第1期)について」(以下「 センター報告文書」という。)を元に本件開示請求を行っており,この記録が事実であると判断した証拠を求めているものである。

異議申立人は,年次有給休暇を センターから許可されていたにもかかわらず,許可なく勝手に帰ったことの目撃証言証拠を求めているが,県費負担教職員の年次有給休暇は所属長が付与するものであり,請求のように研修機関であるセンターが許可することはない。従って請求は事実と異なる内容となっており,

請求に該当する個人情報は特定できず,請求内容を満たすような個人情報は存在 しないと判断した。

したがって,この請求を踏まえた以降3件の請求についても,請求内容を満た すような個人情報は存在しないと判断した。

第4 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は,「実施機関が保有する個人情報の開示,訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより,個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り,もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的」として制定されたものであり,個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈,運用されなければならない。

審査会は,この原則開示の理念に立って,条例を解釈し,以下判断するものである。

2 本件対象個人情報について

本件異議申立てに係る対象個人情報は,別紙に掲げる文書に記載されていると 主張する異議申立人に係る個人情報(以下「本件対象個人情報」という。)であ る。

3 本件対象個人情報の不存在について

実施機関は、県費負担教職員の年次有給休暇は所属長が付与するものであり、 請求のように研修機関である センターが許可することはないことから、請求 内容を満たす個人情報を保有していない旨の決定を行ったものであると主張する。

このことを踏まえ、当審査会において、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年宮城県条例第8号)を確認したところ、年次有給休暇の付与は、県費負担教職員に関しては、当該職員が所属する市町村教育委員会が行うものとなっており、実施機関が付与を行うものではないことから、実施機関の主張するとおり、請求は事実と異なる内容を前提としているものと認められた。

したがって,本件対象個人情報を保有していないとする実施機関の説明には, 特段不自然・不合理な点はなく,首肯し得るものと認められる。

4 結論

以上のとおり、本件対象個人情報につき、これを保有していないとして行った

本件処分については、実施機関において本件対象個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

第5 審査会の経過

当審査会における処理経過は, 別表のとおりである。

- 「請求者が と現在の (平成 年度当時 校長)が記録したが、このことに係る以下の証言書証拠物全てをもとめる。
- 1 請求者が年休を センターから許可されているにもかかわらず,許可なく 勝手に帰ったのを目撃したとする証言書証拠
- 2 上記の証言書が,当時の 教頭 (現在の 校長)証言書である場合 に,その証言書が間違いなく請求者が行った行為を証言しているとする調査書, 他教員証言書,証拠物全て
- 3 上記の証言書に記録されている証拠物として,請求者が教頭に渡したとする 御礼書を指摘する場合には,その礼状原本
- 4 上記の礼状原本が不存在である場合に、その不存在である理由が分かる文書」

年 月 日	処理内容
18 . 6 . 23	〇 諮問を受けた。(諮問乙第36号)
19.7.12 (第110回審査会)	〇 事案の審議を行った。
19 . 8 . 24	〇 実施機関からの理由説明書を受理した。
19 . 11 . 12 (第114回審査会)	〇 事案の審議を行った。
20.1.18 (第116回審査会)	〇 事案の審議を行った。